

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○
審査請求代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

処 分 庁 水俣市長

審査請求人が令和6年3月26日に提起した処分庁水俣市長が行った水俣市障害者地域生活支援事業に基づく利用申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 令和6年3月26日、審査請求人が処分庁（水俣市福祉課）に「水俣市障害者地域生活支援事業利用申請書」を提出した。
- 2 令和6年3月28日、処分庁（水俣市福祉課）が審査請求人に「水俣市障害者地域生活支援事業利用申請却下通知書（水福指令第594号）」で申請を却下した。（以下「本件処分」という。）
- 3 令和6年6月24日、審査請求人が審査庁（水俣市総務課）に「審査請求書」を提出した。
- 4 令和6年7月31日、処分庁（水俣市福祉課）が審理員に「弁明書」を提出した。
- 5 令和6年9月23日、審査請求人が審理員に「反論書」を提出した。

- 6 令和7年1月14日、処分庁（水俣市福祉課）が審理員に追加の資料を提出した。
- 7 令和7年2月26日、審査請求人が審理員に「反論書（その2）」を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第77条第1項の65歳以上の者に訪問入浴サービスを実施しないことは違法である。
 - ア 日本国憲法第14条第1項の違法（不合理な差別）

65歳未満か否かという一事をもって、訪問入浴サービスを受給できなくなるとする上記規定は不合理な差別であり、憲法第14条第1項に違反する。
 - イ 日本国憲法第25条第1項の違反（生存権の侵害）

65歳以上の者に対して、訪問入浴サービスを実施しないことは、障害者の自立した生活を困難にするどころか、健康を損なう重大な結果をもたらしかねないものであり、障害者の生存権を侵害し、憲法第25条第1項に違反する。
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第5項の違反

対象者を「65歳未満」の障害者等に限定し、65歳以上の者に訪問入浴サービスを行わないことは、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため」との目的に反しており、法77条5項に違反する。
- (2) 実施要綱第77条第2項の「介護保険法の規定より訪問入浴介護の給付を受けることができる者は、対象者から除く。」は違法である。
 - ア 日本国憲法第13条の違反（自己決定権の侵害）

実施要綱77条2項が「介護保険法の規定により訪問入浴介護の給付を受けることができる者」を対象者から排除していることは、障害者の自己決定権を侵害するものであって、憲法第13条に違反する。
 - イ 日本国憲法第14条第1項の違反（不合理な差別）

介護保険サービスの受給を申請しなかったという一事をもって、本件事業に基づく訪問入浴サービスを一切受給できないとするのは不合理な差別に該当する。

したがって、実施要綱77条2項は、憲法第14条1項に違反する。
 - ウ 日本国憲法第25条第1項の違反（生存権の侵害）

介護保険サービスの受給を申請しなかった者に対して、訪問入浴サービスを実施しないことは、障害者の自立した生活を困難にするどころか、健康を損なう重大な結果をもたらしかねないものであり、障害者の生存権を侵害し、憲法第25条1項に違反する。

エ 法第77条第5項の違反

法77条5項は、市町村の地域生活支援事業について、任意事業を行うことを認めているが、その目的はあくまでも「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため」であり、対象者から介護保険サービスの受給を申請しなかった者を除外することは、この目的に反しており、法77条5項に違反する。

(3) 支給要否決定についての裁量権逸脱濫用

市町村は、障害福祉サービスの支給要否の決定にあたって、法22条1項に「障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して」行うこととされているが、本件処分は、審査請求人の事情を勘案せず、機械的に実施要綱の要件に当てはめて「給付要件に該当しない」と判断したものであるため、支給要否決定について裁量権に逸脱・濫用がある。

(4) 行政手続法第8条の違反（理由付記違反）

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている。

ところが、本件処分は、いかなる理由に基づいて、どのような給付要件に該当しないと判断したのかを知ることができず、行政手続法の求める理由提示の要件を欠いているため、本件処分は行政手続法第8条に違反し、違法である。

2 処分庁の主張

(1) 実施要綱第77条について

法第7条では、「自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国または地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。」とある。

これらの規定に基づき、実施要綱第77条第1項において、対象者を「原

則として65歳未満の障害者等」と定めており、適法である。

また、処分庁は、審査請求人が訪問入浴サービスを利用することについては何ら妨げておらず、介護保険サービスにも審査請求人が求めるサービスに相当するサービスがあり、審査請求人は同様に利用することができるため、憲法第13条、第14条第1項、第25条第1項及び法第77条第5項に違反しない。

(2) 支給要否決定についての裁量権逸脱濫用について

障害福祉サービスの利用については、「申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること」とされており、審査請求人が必要なサービスを受けられるかどうかで判断されるべきものである。

したがって、今回の訪問入浴サービスについては、本人の状況等を確認したうえで、法第15条に基づく審査会において「介護保険サービスにおいて、求めるサービスに相当するサービスが利用できる」との意見を踏まえ決定したものであり、適切に運用しているため、裁量権の逸脱濫用の指摘は当たらない。

(3) 行政手続法第8条違反について（理由の提示）

同法同条のただし書において、「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあった時にこれを示せば足りる。」とされており、本件処分の基準は明確であることから、書面による提示までは求められていないものであり、その点からも指摘は失当であるため本件処分は、行政手続法第8条の違反には当たらない。

理 由

本件審査請求の争点は、(1) 本件審査請求に関する理由提示について、である。

(1) 本件処分に関する理由提示について

ア 本件処分の理由提示

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。(水俣市行政手続条例第8条1項本文)。本件処分は、審査請求人に対し、水俣市障害者地域生活支援事業の利用申請を却下するものであり、水俣市行政手続条

例第8条の許認可等を拒否する処分に該当する。

処分庁は、実施要綱第77条第1項は法第7条の規定に基づき、「原則として65歳未満の障害者等」に該当しないため却下としており、理由提示については、水俣市行政手続条例第8条ただし書である「条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあった時にこれを示せば足りる。」に基づき、本件処分の基準は明確であることから、本件処分の却下理由は、「水俣市障害者地域生活支援事業における訪問入浴サービスの給付要件に該当しないため。」としている。

イ 本件処分にあって理由提示が必要であったか

介護保険サービスの優先の捉え方としては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）によると、「サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。」とされている。

このように障害福祉サービスの利用について、利用意向及び適否の判断を市町村が行うことを求められているのであれば、実施要綱第77条第1項「原則として65歳未満の障害者等」に該当しないことによる本件処分の基準は明確とはいえず、水俣市行政手続条例第8条ただし書に該当するとはいえない。

そのため、本件処分には、水俣市行政手続条例第8条第1項本文に基づく理由の提示が必要であると判断する。

ウ 本件処分について

処分庁は、既出のとおり実施要綱第77条第1項及び水俣市行政手続条例第8条ただし書に基づき本件処分を行っており、同条例第8条第1項本文に基づく理由の提示がない。よって、本件処分は、いかなる理由に基づいて、

どのような給付要件に該当しないと判断したのかを知ることができず、水俣市行政手続条例の求める理由提示の要件を欠いていると判断する。

また、実施要項第77条の違法性及び支給要否決定における裁量権逸脱濫用に該当するか否かは判断するまでもなく、本件処分は、理由付記違反に該当する。

結 論

以上のとおり、本件処分は必要とされる理由提示を欠き、水俣市行政手続条例第8条に違反するものとして取り消されるべきである。

よって、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年9月30日

審 査 庁 水俣市長 高岡 利治